

幼稚園で預かり事業をご利用の保護者の方へ**令和5年度私立幼稚園等園児補助金（満3歳児預かり保育補助金）について****○対象となる児童**

保育を必要とする満3歳児クラスの第2子以降の児童

※第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄弟を有する児童のこと

※施設等利用給付の新3号認定対象者（満3歳児のうち非課税世帯）は本補助金の対象外です

○対象となる費用と補助金額

「実際の利用料（月額）」と「日額450円×利用日数」を比較して低い方の金額

※利用料には、食事代・おやつ代やキャンセル料等保育以外の費用は含まれません。

○申請について

以下の書類を在籍する幼稚園か、立川市役所保育課にご提出ください。

○提出期限、支払予定日等

下記のスケジュールでお支払いいたします。

なお、本補助は令和5年10月に開始されたため、令和5年度は10月分からが補助対象です

令和6年4月末までに交付申請書を提出しない場合は、令和5年度の補助金の支払いができなくなりますのでご注意ください。

期別	第1期	第2期
補助対象月	10～12月分	1～3月分
提出期限	令和6年1月18日（木）	令和6年4月18日（木）
支払予定日	令和6年2月29日（木）	令和6年5月31日（金）
提出書類	①私立幼稚園等園児補助金（満3歳児預かり保育補助金）交付申請書 ②保育の必要を確認する書類（就労証明書等） ③預かり保育を受けたことを証明する書類 ④領収書等支払いを証明する書類 ※幼稚園が直接立川市に③④の書類を提出する場合は添付不要です	

※以下に該当する場合は「保育の必要を確認する書類」の提出を省略できます。

- ①同年度中に保育の必要を確認する書類を提出しており、状況に変更がない
- ②申請児の兄弟児が施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けている
- ③申請児の兄弟児が認定こども園（保育認定）や認可保育園に在籍している

（提出不要の例）

- ①第1期の申請時に就労証明書を提出した
- ②兄弟児が施設等利用給付認定（新2号）をうけている
- ③兄弟児が認定こども園（2号）に在籍している

提出・問い合わせ先

〒190-8666 立川市泉町1156-9

立川市子ども家庭部保育課給付係

TEL 042-523-2111 内線1324